

○合格証明書の再交付

第23条第5項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第23条第5項において準用する第22条第6項
処分の概要	合格証明書の再交付
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備員の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	当該合格証明書の交付申請を行った警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室